

令和 7 年八千代市農業委員会

第 9 回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和 7 年八千代市農業委員会第 9 回総会議事日程

開催日時	令和 7 年 9 月 8 日（月）午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 4 0 分
開催場所	八千代市役所 新館 6 階 第 4 会議室
日程第 1	議事録署名人の選任
日程第 2	議案上程（議案第 1 号～第 4 号，報告第 1 号～第 4 号）
日程第 3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第 1 号	農地法第 5 条の件（県許可分）
議案第 2 号	農地法第 3 条の件（市許可分）
議案第 3 号	農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件 （農地中間管理事業の推進に関する法律）
議案第 4 号	八千代市農地等の利用の最適化推進策に関する意見書の 提出について
報告第 1 号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第 2 号	会長決裁事項の報告 合意解約の件
報告第 3 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 4 条届出書の件
報告第 4 号	事務局長専決事項の報告 農地法第 5 条届出書の件

◆出席農業委員（13 人）

1 立 石 猛	2 佐 藤 孝 之	3 鈴 木 美 登
4 加 茂 太 郎	5 間 野 恵 一	6 立 石 巖
7 鈴 木 正 範	8 吉 橋 清 一	9 今 井 茂
11 黒 澤 京 子	12 花 島 淳	13 黒 崎 玲 子
14 稲 垣 哲 也		
（欠席委員：10 周 郷 崇）		

◆出席農地利用最適化推進委員（10 人）

1 仲 村 秀 一	3 將 司 実	4 志 田 啓 佑
-----------	---------	-----------

5 塩谷 正人 6 古池 正二 7 太田 雅章
9 三栗谷 友理 10 齋藤 孝一 12 長岡 みづ枝
13 小林 正樹
(欠席委員：2 戸田 真一 8 安原 利幸 11 市川 善美)

◆事務局 (5人)

局長 永沼 浩一 次長 小林 直樹 主査 岩井 孝則
主査補 内田 孝 主任主事 木村 直人

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0人 (定員3人)

◆総会議事録

議長 (稲垣会長)	皆様，こんにちは。 ただ今出席されております，農業委員は１４人中１３人です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので，本日をもって招集されました令和７年八千代市農業委員会第９回総会は成立いたしました。 推進委員は１３人中１０人が出席しております。
議長	ただ今から開会します。 日程第１，議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに，異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め，指名します。 １番 立石 猛委員，２番 佐藤委員，両委員にお願いします。
議長	日程第２，議案第１号から議案第４号及び報告第１号から報告第４号をもって，本日の議題とします。
議長	この際，お手元に配付してあります文書により，朗読は省略しますので，ご了承願います。
議長	日程第３，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第１号より逐次行います。
議長	議案第１号 農地法第５条の件，申請番号１番については，申請人にお越しいただいておりますので，入室願います。 【１号１番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について，各委員の質問に座ったままで結構です。お

	答えてください。事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（１号１番）
局長	本件は、８月２９日、地区担当の黒澤委員、市川推進委員と８月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の１ページをご覧ください。神崎橋の南西約２７０ｍに位置しています。また、土地利用計画図は、次の２ページとなります。 申請理由として、申請人は柏市において土木建築工事業を営む法人であり、工事需要の増加に伴い、業務区域を八千代市及び千葉市へ拡大するため、申請地の隣地に八千代事業所の開設を計画しております。事業拡大に伴い、土木資材及び工事車両が増加するため、事業所の隣地の申請地において駐車場及び資材置場用地を計画し、土地を取得したいとするものです。 転用許可基準として、始めに立地基準は農地区分について、当該地は農用地ではありません。また、農地の集団規模が１０ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第１種及び第３種農地にも該当しないため、第２種農地と判断されます。 次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。 他法令関係は、道路法に該当し、許可後に申請する予定です。 転用による被害防除対策は、北側隣接地との境界にパイプ柵及びネットフェンスを築造し、危険防止に努めること。また、北側を除き、周囲よりも低地にあるため土砂流出の恐れは少ないこと。汚水の発生はなく、雨水は碎石敷の自然浸透で処理すること。工事中は交通に支障のないよう、適切な人員を配置し安全確保に努めること。それぞれを確認しています。説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 １１番 黒澤委員どうぞ。
黒澤委員	１１番 黒澤です。去る８月２９日に現地調査を行いました。現地は休耕しており、保全管理されておりました。 また、先ほど事務局から説明があったとおり、第２種農地であり、隣接する事務所用地と一体で利用するため、他の場所では転用目的が果たせないとのことでした。被害の生じる恐れはなく、転用は止むを得ないと思います。委員の皆さまのご審議をお願いいたします。

議長	質疑を行います。質疑ありませんか。 13番 黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	13番 黒崎です。こちらの計画は、県道から車両が出入りする計画となっておりますけども、県道は交通量が多いため、何か安全対策は考えていらっしゃいますか。
申請人	現地調査でのご指摘もあり、出入口付近の篠竹については、見通しが悪いため伐採することで、譲受人に了解を得ており、つい最近電話で確認したところ、もうすでに伐採にかかってしまったとのことがあり、再度、確認したいと思います。
黒崎委員	ありがとうございます。以上です。
議長	他に質疑ありませんか。 5番 間野委員どうぞ。
間野委員	5番 間野です。今のお話の中で、工事にかかったというのは、この土地に関して工事を始めたということではないですね。
申請人	譲受人本人が勘違いをしまして、見通しが悪いとの指摘だったもので、現地調査日の翌日に、篠竹の半分か三分の一程度伐採をしてしまったという報告を受けております。
間野委員	では、今現在は、工事をストップしているということですか。
申請人	そうです。
間野委員	今、工事をしてしまうと事前着工にあたると思いますので、それは問題があると思います。
申請人	そうですね。譲受人本人には、事前着工と見られる可能性があることは話しておきました。
間野委員	分かりました。
議長	他に質疑ありませんか。

議長	【「質疑なし」の声あり】 質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。
議長	【1号1番 申請人退室】 議事を進めます。 これより、議案第1号の1番について、討論・採決を行います。 討論にあたっては、最初に議事に「賛成の立場」か「反対の立場」かお示ししていただき、討論するようお願いいたします。 討論ありませんか。 13番 黒崎委員どうぞ。
黒崎委員	13番 黒崎です。先ほど間野委員がご質問されたことについての補足と言いますか、申請者側へのフォロー的な説明になりますが、現地調査に伺いましたら、土地利用計画図の県道沿いに歩道がありまして、雑木と書いてあるあたりに、非常に見通しが悪いような竹や木が生えておりました。申請地から歩道を通り、県道を覗いたところ、下り坂でカーブとなっており、車両の出入りについて、非常に危険ではないか、との指摘をいたしました。このままでは現地を確認した委員の立場で、許可しづらい状況である旨を事業主へ伝えました。このことから、事業主は許可を得るために、誤って伐採を手掛けてしまったものと推測されます。以上のような経緯があったことを伝えさせていただきます。
議長	他に討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】

議長	挙手，全員であります。 よって，議案第１号の１番について，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	次に，申請番号２番から３０番については，関連する案件となるため，一括して説明，審議及び採決を行います。また，本件につきましては関係委員がおりますので，関係委員は，質疑が終わりましたら退室してください。 申請人にお越しいただいていますので，入室願います。 【１号２番から３０番 申請人入室】
議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について，各委員の質問に座ったままで結構です。お答えください。事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（２号１番から３０番）
局長	本件は，８月２９日，地区担当の黒澤委員，市川推進委員と８月の現地調査班で調査を行いました。 場所は，案内図の３ページをご覧ください。平戸橋の北西約４３０ｍの範囲に位置しています。 本地域における全体の造成範囲を示した航空写真図は，次の４ページ，土地利用計画図は，次の５ページとなります。また，造成計画断面図は次の６ページから７ページを併せてご覧ください。 申請理由として，申請人は東京都北区において建設工事業を営む法人であり，土砂埋立てによる農地造成により，本地区の水田に盛土を行い，嵩上げすることで，浸水・冠水被害や軟弱な湿田の解消を図るものです。本地区においては，第１工区約４ヘクタール，第２工区約１０ヘクタール，第３工区約９ヘクタールの農地造成が完了しており，今回の申請が第４工区目となります。 施工計画の概要は，盛土を行う範囲は，道路・水路を含む特定事業面積として６万６７０平方メートル，使用する土量は１３万２，０００立方メ

議長	ートルです。 表土を1 mから1.5 m掘削のうえ、最小0.2 mから最大2.9 mの嵩上げを行い、天地返し方式による盛土を行います。用水については、現況の開水路方式からパイプライン方式に変えることで、耕作条件の向上を行います。また、排水については、事業区域内にある排水路3本の内、2本を暗渠化して施工します。 転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は農用地です。農用地は原則として転用の許可をすることができませんが、農地の埋め立て計画等について、農業委員会が市担当部局と、農業振興地域整備計画や水利計画等の支障について協議調整を行い、集团的及び継続的な利用の確保が認められると判断され、優良農地の埋め立て計画等について市長から意見書が提出されているものについては、許可をすることができるとされています。 本件は令和7年9月4日付けで市長からの意見書を得ており、問題ないことを確認しております。 もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書及び金融機関からの借入申込書にて確認しております。 他法令の許認可事項は、千葉県土砂等の埋め立てによる許可申請を令和7年6月14日に、宅地造成及び特定盛土等規制法による届出を令和7年6月12日に、それぞれ行っています。また、法定外公共物工事等施工承認申請については、許可後に申請する予定です。 また、申請地は印旛沼土地改良区に属しており、用水・排水について協議を行ったところ、異存ない旨の回答を受けています。 周辺農地の営農条件への支障は、排水は現況排水路の位置に埋設管2本及び素掘り排水路1本を築造し、十分な縦断勾配を確保し、排水能力を向上させ、既設の新川堤内の排水路に排水します。 工事期間中には危険防止のため適所に立入禁止柵・看板を設けて進入を防ぐほか、仮設道路の散水を行い、防塵対策を実施します。土砂の運搬は、千葉県特定事業残土条例、千葉県土砂運搬適正化要領、及び道路交通法を遵守し、残土の発生場所から所定の運搬経路を通り、厳正な安全運行を実施します。盛土材については千葉県特定事業条例に従い、土砂発生元の建設現場にて地質分析を行い、安全基準に適合した土砂に限り搬入し、安全を確保します。 なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしています。以上です。 続いて、担当委員の意見を求めます。
----	--

	11番 黒澤委員どうぞ。
黒澤委員	11番 黒澤です。去る8月29日に現地調査を行いました。現地は遊休化しておりましたが、農地造成のために休耕しており、問題はないと思います。 また、先ほど事務局から説明があったとおり、浸冠水被害や軟弱湿田の解消を図る目的の一時転用になりますので、今回の申請について問題ないものと考えます。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 1番 立石猛委員どうぞ。
立石猛委員	1番 立石です。2点ほど伺います。土砂の搬入車両は、概ね1日何台ぐらい出入りしますか。
申請人	1日の搬入台数ですが、最盛期でダンプにして約60台、搬入量は最大で300m³、平均では220m³、期間については、およそ600日程度で運搬にあたりたいと考えております。
立石猛委員	工事中オペレーターの人数は、何人配置されますか。
申請人	オペレーターは、A～Cブロックの3工区を基準に考えますと、最大で8人となります。
立石猛委員	ありがとうございます。
議長	他に質疑ありませんか。 9番 今井委員どうぞ。
今井委員	9番 今井です。残土の搬入の際に、ダンプの荷台の残土がどのようなものか、というのは、チェックされますか。
申請人	もちろんチェックいたします。
今井委員	どのような方法でチェックされますか。

申請人	これは、建設発生土ということで、２段構えで考えております。残土の発生する場所で、残土として入れて良い土かどうか。証明書を県に提出いたします。それから残土を運搬しまして、敷き均してから、４、０００㎡に一箇所で、県の担当者の立会いのもと、免許を持つコンサル会社により、土を採取のうえ、検査を行います。昔はよく東京都内から土を搬入しておりましたが、現在は、印西市のほうで、物流関連の工事が多くございまして、そちらは良質な土なので、この土を使用したいと考え、今、依頼をしております。
今井委員	では、印西市から搬入する土は、完全に残土という形で、建設のガラのようなコンクリートの塊や鉄筋などが含まれることはないということです。昔、田んぼに入れた土にガラが混入して苦勞したことがありましたので、伺います。
申請人	先ほども事務局のほうから、説明がありましたが、元の田んぼの表土を１～１．５ｍを掘削して取り置きしておきまして、盛土で嵩上げした後、最後に戻すようにいたします。もちろん、整地した後で、耕うん機で圃場を均すときに、耕うん機の刃に砂利などが当たった際は、オペレーターとのコミュニケーションにより、すぐに撤去を行っております。１工区から３工区まで、そのように管理してきましたので、今回の４工区でも適正に管理を行う予定です。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。申請人は退室してください。 【１号２番から３０番 申請人退室】
議長	それでは、関係委員は退室してください。 【関係委員退室】
議長	議事を進めます。これより、議案第１号の２番から３０番について、一

	括して討論・採決を行います。 討論にあたっては、最初に議事に「賛成の立場」か「反対の立場」かお示ししていただき、討論するようお願いいたします。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第１号の２番から３０番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第１号の２番から３０番について、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 関係委員、入室願います。 【関係委員入室】
議長	議案第２号 農地法第３条の件、申請番号１番について、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（２号１番）
局長	本件は、８月２９日、地区担当の黒澤委員、市川推進委員と８月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の８ページをご覧ください。熱田神社の南東約１７０ｍに位置しています。 申請内容は、土地の贈与です。譲受人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 農地法第３条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家でするので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が２３０日ですので、１５０日要件を満たしています。

	地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 2 番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	2 番 佐藤です。去る 8 月 29 日に現地調査を行いました。現地は農地であり、耕作されておりました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第 2 号の 1 番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 2 号の 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第 2 号の 1 番については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に申請番号 2 番について、事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（2 号 2 番）

局長	本件は、８月２９日、地区担当の吉橋委員、安原推進委員と８月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の９ページをご覧ください。貞福寺の南東約１７０ｍに位置しています。 申請内容は、国有財産の売払いです。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第３条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が１５０日ですので、１５０日要件を満たしています。 地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 ８番 吉橋委員どうぞ。
吉橋委員	８番 吉橋です。去る８月２９日に現地調査を行いました。現地は農地であり、耕作されておりました。 譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第２号の２番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。

	続いて採決を行います。 議案第2号の2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第2号の2番については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に申請番号3番について、事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（2号3番）
局長	本件は、8月29日、地区担当の鈴木正範委員、太田推進委員と8月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図の10ページをご覧ください。桑納橋の南西約130mに位置しています。 申請内容は、土地の売買取得です。譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。 農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 機械の保有、技術についても一昨年就農し、意欲的に取り組んでいる農家ですので問題ありません。 常時従事要件は、従事日数が250日ですので、150日要件を満たしています。 地域との調和要件は、作目がレンコンであります。既にレンコン田として造成も完了しており、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。説明は以上です。
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。 7番 太田推進委員どうぞ。
太田推進委員	7番 太田です。去る8月29日に現地調査を行いました。現地は既にレンコンの作付けのため、圃場が整備されておりましたが、ナガエツルノゲイトウ駆除のため、休耕中とのことであり、問題はないと思います。 譲受人の取得要件についても、一昨年度就農し、意欲的に取り組んでい

	る農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第２号の３番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第２号の３番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第２号の３番については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	議案第３号 農用地利用集積等促進計画への意見聴取の件、本件につきましては、関係委員がおりますので、別々に分けて審議・採決を行います。 まず、申請番号１番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（３号１番）
局長	参考案内図１－１をご覧ください。 場所は、島田台農村協同館の北西約３８０ｍに位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は５年です。賃貸借料は、年間１５，０００円です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。

	全部効率利用要件は、遊休農地はありません。 常時従事要件は、従事日数は２４０日ですので、１５０日要件を満たしています。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより、議案第３号の１番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第３号の１番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第３号の１番については、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに決定しました。
議長	次に申請番号２番から９６番について、審議・採決を行います。関係委員は、借人である法人の構成員のため、質疑が終わりましたら退室してください。 事務局より概要の説明をお願いします。
次長	議案朗読（３号２番から９６番）

局長	参考案内図 1－2 をご覧ください。 図の左側が北側となっておりますので向きを縦にしてご覧ください。 場所は、米本地区新川沿いの南北約 2.8 km の範囲に位置しています。 借人の申請理由は、農用地利用集積等促進計画による賃貸借権の新規設定で期間は 10 年です。賃貸借料は、10 a あたり米 1.5 俵です。貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 認可要件について、法人が農地の権利を取得するための要件は、法人形態、事業、構成員、議決権、役員要件がありますが、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。 全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。説明は以上です。
議長	一括して、質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、関係委員は退室してください。 【関係委員退室】
議長	これより、議案第 3 号の 2 番から 96 番について、農用地利用集積等促進計画の作成に伴い、借人の認可要件に関して、農業委員会として報告すべき意見があるか一括して討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 3 号の 2 番から 96 番について、原案のとおり、借人の認可要件に関して、報告すべき意見はないとして、市長へ回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】

議長	挙手，全員であります。 よって，議案第３号の２番から９６番については，原案のとおり，借人の認可要件に関して，報告すべき意見はないとして，市長へ回答することに決定しました。 関係委員，入室願います。 【関係委員入室】
議長	議案第４号 八千代市農地利用の最適化の推進施策に関する意見書の提出について，意見書案の概要を意見書策定委員会の今井委員長から説明願います。
今井委員	委員長の今井です。議案第４号「八千代市農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書の提出について」をご説明いたします。 皆様のお手元に配付してあります別紙３，「八千代市農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書」をご覧ください。 それでは，意見書の概要について説明します。 まず，項目第１「遊休農地の発生防止・解消に向けて」では，遊休農地の発生を未然に防止するため，農地中間管理機構が行う遊休農地解消対策事業等の積極的な活用を図るほか，遊休農地の場合，機構が借受けを行わないため，遊休農地の解消が進まない現状であるため，借受け条件を緩和するよう市から申し入れるよう要望します。 項目第２「担い手への農地利用の集積・集約化について」では，圃場条件の改善を進めるために，「協議の場」等を利用して補助事業等の周知と活用の支援を行い，基盤整備未実施地区において，事業を推進できるよう，要望します。 項目第３「新規参入の促進に向けて」では，本市における新規就農者に対する各種施策をアピールするため，本市の施策をまとめた特設サイトを構築するなど，積極的な情報提供活動を行うよう要望します。 項目第４「農業経営の安定対策への取組に向けて」では，害獣による被害が増加している中，狩猟資格等の取得補助，電気柵の設置補助を要望するほか，昨年度に引き続き肥料・資材・燃料・飼料・農業機械価格高騰に対応する補助事業の実施を要望します。 以上が，意見書案の概要です。つきましては，農業委員の皆様にご賛同いただき，本総会において承認を得たいと思います。 承認をいただいた後，９月中に服部市長へ提出する予定となっております。説明は以上です。

議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第４号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第４号について、原案のとおり提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第４号については、原案のとおり市長に提出することに決定しました。
議長	報告第１号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告をお願いします。
議長	報告説明（１号１番）
議長	報告第１号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第２号 会長決裁事項の報告について、合意解約の件、事務局より報告をお願いします。
次長	報告説明（２号１番）
議長	報告第２号については、報告のとおり通知があり受理済みでありますの

	で、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（3号1番から4番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第4号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（4号1番から4番）
議長	報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他といたしまして、報告のある方はいますか。
	【「報告なし」の声あり】
議長	報告等がないようですので、以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。
次長	連絡事項は全部で2点です。 1) 次回の総会について 10月7日（火）午後1時30分から 市役所新館6階 第4会議室 2) 次回の現地調査について 9月26日（金） 担当委員：立石猛委員、佐藤委員 午後1時15分に事務局へ集合 連絡事項は以上となります。
次長	次に事務局職員より説明があります。

事務局	①「農地のあっせん希望」について ②「新規就農相談会」について ③「農地利用状況調査」について ④「農業委員会の活動に関するアンケート」について 以上4点について、説明を願います。 ①「お手元に配付している資料「令和7年第9回総会 あっせん希望農地一覧」をご覧ください。 9月のあっせん希望は、全部で4件あり、対象農地は桑納地区に42筆、萱田地区に4筆、神久保地区に2筆、島田台地区に1筆、米本地区に1筆の合計50筆です。 今回の担当委員は、希望案件ごとに桑納地区が立石巖委員、島田台地区および桑納地区が立石巖委員と古池推進委員、萱田地区および神久保地区が花島委員と戸田推進委員、米本地区が志田推進委員となります。 担当委員は、3か月後の12月9日の総会までに、原則1人以上のあっせんを行い、お配りしている「あっせん結果報告書」をもってご報告ください。 もし、あっせんを行っても成立しなかった場合でも、その理由を報告書へ記入のうえ、ご報告をお願いします。 また、会場内に掲示している八千代市の白図上では、今月のあっせん対象農地の位置を「緑色のシール」で示しております。 なお、「緑色赤枠のシール」は6月総会にて、「黄色赤枠のシール」は7月総会にて、「青色のシール」は8月総会にて、各担当委員へあっせんをご依頼している対象農地の位置になります。 ②7月の総会時にご案内しました「新規就農相談会」についての報告をさせていただきます。 配付の日程表をご覧ください。希望票を基に事務局の方で皆様に担当いただく日時を割り振らせていただきました。不都合がございましたら、本総会終了後に事務局までお伝えください。当日は、開始時間の10分程度前にご集合いただきたいと思います。 今年度は、ブースを4つに分けており、皆様にはうち3つ「営農技術・農地・販売資金」に関する内容について相談を受けていただきたいと思いますと考えております。1枠30分の入替制で設定しております。 相談の進め方については別紙をご参照ください。今回ブース分けしておりますが、跨った内容について相談したい方がいらっしゃることも想定されます。最終着地点として、相談する方々の疑問がある程度解決へ向かえたらと思いますので、多様な相談となってもご対応のほど、お願いいた
-----	---

	します。 また、相談員がいなくなるということさえなければ、各ブースを移動していただいても構いません。今回、推進委員の皆様へ予定をお伝えしていますが、農業委員の皆様も自由参加ではありますが、ご出席いただいても構いません。 ③ 8月の総会時にご案内しました令和7年度実施の利用状況調査について、暫定的なスケジュールが決定しましたので、報告させていただきます。 本総会の直前直後に調査を実施する委員さん方がいらっしゃるため、資料については事前に開催通知と併せて送付させていただいております。 皆様には一度お電話で日程のご連絡をさせていただいておりますが、再度配付の資料で、日程のご確認をお願いいたします。 早朝に調査開始を希望される方につきましては、前日夕方に物資をお渡しいたしますので、お手数をおかけいたしますが、調査前日にも市役所窓口までお越しいただけますようお願い申し上げます。 また、雨天等で調査が実施できない場合は、改めて日程を調整とさせていただきますと存じます。 現時点で日程の変更を希望される方がいらっしゃいましたら、本総会終了後、事務局までご相談ください。 続いて、配付資料のお知らせになりますが、地域まるっと中間管理方式に関する研修会について、県より募集案内が届いています。本日は、チラシと開催要領をお配りしていますので、ご興味のある方は、チラシのQRコードからメールでの申込み又は裏面FAX送信用紙から必要事項を記入の上、申込みください。 ④ 「農業委員会の活動に関するアンケート」について、説明いたします。令和8年度へ向け、ペーパーレス化の推進や予算要求にあたりまして、皆様のご意見をお聞かせいただきたいことから、アンケートを作成いたしました。設問は6問ほどになりますが、提出期限は9月22日（月）までとさせていただきます。また、右上の氏名は必ずご記入ください。提出は事務局までお願いいたします。説明は以上です。
次長	質疑等はありませんか。
今井委員	質問よろしいですか。10月の9・10日の新規就農相談会について、開催の告知と言いますか広報はしておりますか。
事務局	広報やちよの9月1日号、又同日に八千代市ホームページに開催を告知していきまして、9月30日までに申込みされるようご案内しています。な

次長	お、今現在の申込状況は、１０月１０日のほうで、３件です。１０月９日のほうは、まだ申込みはありません。 新規就農相談会につきましては、始めてから４年目を迎えております。今までは推進委員の皆様を中心に相談を受けていましたが、八千代市農業協同組合、千葉県千葉農業事務所、八千代市の農政担当者など各職員へ参加を依頼して、相談を受ける体制を手厚くしたことが、今までとは変わっている点となります。他にご質問ありますか。 【「なし」の声あり】
議長	以上で令和７年第９回総会を閉会します。